



中原だより

令和6年度 第4号
西東京市立中原小学校
校長 佐々木 敏幸
令和6年 6月28日

中原小HP



事件事故から身を守るために

生活指導主任 のぶとう はじめ
延藤 元

【交通安全教室】

6月4日に交通安全教室が行われました。全学年の児童が田無警察署の方からお話を聞き、自転車の安全な乗り方について学びました。田無警察署の方から、自転車はとても便利な乗り物であると同時に、乗り方を間違えると大きな事故やけがにつながるおそれがあることを学びました。また、安全確認の仕方やヘルメットをきちんと着用することなど、自分の命を守るために大切なことを学習する機会となりました。

【いかのおすし】

「いかのおすし」とは、不審者に声を掛けられた時の心構えを子どもたちに覚えてもらうために、警視庁の生活安全部の方が考えた「合い言葉」です。

い

知らない人には、不用意に近付きません。

※ご家庭で具体的な断り方を考えてみてください。（「いやです。」「行きません。」など）

の

無理やり乗せられることもあるので、車には近付いてはいけません。

お

「ためらわず、大声で助けを呼ぶ。」と教えてください。しかし、いざとなったら恐怖から声が出ないこともあります。ランドセルや習い事のバッグにも防犯ブザーやホイッスルを携帯しましょう。（防犯ブザーは定期的に点検してください。）

す

走って逃げます。おかしいと思ったらためらわず、逃げましょう。子ども110番の家やコンビニなど安全な所へ逃げ込みましょう。

※お子様と駆け込める場所の確認をしてください。

し

何かあったらすぐ大人に知らせます。どんな人が何をしたか伝えるようにします。

※お子様の様子がいつもとちょっと違うなと思った時には、優しく声を掛けて話を聞いてあげてください。

（ご家庭で話を聞いたら、すぐに警察へ連絡をしてください。パトロールを強化してください。その後、学校に連絡をお願いします。）

※犯罪は、いつどこで起こるか分かりません。日頃から、お子様に繰り返しそして具体的に話をすることで、子どもを犯罪から守ることができます。

学校でも指導を続けますが、ご家庭でも話題にしてください。子どもたちを守るのは大人の役目ではありますが、最終的に自分の身を守ることができるのは自分自身です。いざという時に、自らの判断で対応できる力を身に付けていけるよう、指導を心掛けていきます。日々の声掛けが、いざという時に犯罪を未然に防ぐ抑止力となります。今後ともご理解・ご協力のほどお願いいたします。

※放課後等の遊び方について

放課後や休日の公園等での遊び方や道路の歩き方について、近隣の方からご意見をいただいております。学校では、危険な遊びはしないよう、他の人に迷惑をかけずに遊んだり、歩いたりするよう指導しております。ご家庭でも改めてお話しください。

また、この時期は日も長く、時間を忘れて遊びがちです。お子様の放課後や休日等の遊び方について、「誰と、どこへ、何をしに、何時に帰るのか」を今一度、ご家庭でご確認ください。

7 月行事予定表

日	曜日	行 事	授 業 時 間					
			1年	2年	3年	4年	5年	6年
1	月	全校朝会 お米の学校（5）	5	5	5	6	6	6
2	火	安全指導日	5	6	6	6	6	6
3	水	委員会活動④ 中原フェスタ 3校時	4	4	4	4	4	4
4	木		5	5	6	6	6	6
5	金	避難訓練 4時間授業	4	4	4	4	4	4
6	土							
7	日							
8	月		5	5	5	6	6	6
9	火	音楽鑑賞教室（5）2校時	5	6	6	6	6	6
10	水	クラブ活動④ とうもろこし皮むき（1）1校時	4	4	4	4	4	4
11	木	OJT主任授業②（1-3）※1-3は5時間授業	4	4	4	4	4	4
12	金	児童集会 水泳指導終（5年生以外）	5	5	6	6	6	6
13	土							
14	日							
15	月	海の日						
16	火	読み聞かせ 着衣泳（5） プール片付け（5） 5時間授業	5	5	5	5	5	5
17	水	大掃除	4	4	4	4	4	4
18	木	給食終	4	4	4	4	4	4
19	金	終業式	4	4	4	4	4	4
20	土							
21	日							
22	月	夏季休業日始 個人面談①						
23	火	個人面談②						
24	水	個人面談③						
25	木	個人面談④						
26	金	個人面談⑤						
27	土							
28	日							
29	月	オンラインドリル①（9：00～9：15）2～6年生						
30	火							
31	水							

1 熱中症予防対策について

正しい予防方法を知り、体調の変化に気を付けましょう。学校では以下のように指導しています。

対策1 暑さに負けない体づくりをしよう

暑くなり始める時期から、適度に運動を行うようにしましょう。水分補給を忘れずに、無理のない範囲で行いましょう。適切な食事、十分な睡眠で体調を整えます。

対策2 日々の生活の中で、暑さに対する工夫をしよう

水分をこまめに補給すること、「気温と湿度」を気に掛けること、衣服を工夫すること、日差しを避けること、冷却グッズを使用することなど、日々の生活の中で工夫できることを行いましょう。

対策3 もし具合が悪くなってしまったら

具合が悪くなってしまったら、涼しい場所に移動して、水分を補給しましょう。服をゆるめ、体を冷やします。意識がない、痙攣するなどの症状が見られた場合は、すぐに近くの先生や大人を呼びましょう。すぐに医療機関にかかる必要があります。

学校において適切な対応を心がけていきます。ご家庭でもお気を付けください。

2

本校では、6月に「ふれあい（いじめ防止強化）月間」を実施しました。ここで改めて、「学校いじめ防止基本方針」についてお知らせします。いじめについての基本的な考え方や、防止のための取組など、中原小学校の取組を示しています。お時間のあるときに一読頂き、いじめの未然防止、早期発見にご協力をお願いします。

※本校ホームページの「学校紹介」のページにも掲載してあります。

1 基本的な考え方

「いじめ」とは、中原小学校に在籍している児童に対して、中原小学校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

中原小学校では、いじめはどの児童にも起こりうるもの、人として決して許されない人権侵害の行為であることを認識し、いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応する。また、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確認し、対応にあたる。そのために、いじめに対する認識を全教職員で共有し、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止といじめの早期発見、早期対応に全力で取り組んでいく。

本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「西東京市立中原小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 未然防止のための取組

（1）児童・生徒への取組

- ・ 中原小学習・生活スタンダードに基づき、授業規律の共通化、分かる授業づくりを行う。
- ・ 教育活動の様々な場面で「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができる」ための人権教育に関する取組を充実させる。（縦割り班活動や特別支援学級との交流など。）
- ・ 学級では、学期に1回程度、児童がいじめについて深く考え、「いじめは人権侵害であり、絶対に許されるものではない。」ということを自覚させるとともに、いじめを自分の問題として捉えることができるように指導する。

（2）保護者・地域への取組

- ・ 学校便りや保護者会を活用し、学校いじめ防止基本方針について保護者に対して説明する。
- ・ セーフティ教室や道徳授業地区公開講座等を活用した啓発活動を推進する。

（3）関係機関との取組

- ・ 学校は、校長のリーダーシップの下、「いじめ対策委員会」を設置し、月2回程度開催する。

3 早期発見のための取組

(1) 学級・学年での取組

- ・ 朝の健康観察、休み時間の様子、授業中の発言等、給食時間の会話から児童を看取っていく。
- ・ 学年会での情報共有、共通実践。疑い、発見時の管理職への報告・連絡・相談を徹底する。

(2) 全校での取組

- ・ 学校生活台帳及び週一回の生活指導夕会において、組織的に情報共有を行う。

(3) アンケート並びに相談機関の設置

- ・ 年3回のふれあい月間でいじめ等の実態を把握するための調査を実施する。
- ・ スクールカウンセラーによる相談を実施する。

(4) いじめ対応研修の実施

- ・ 学期に1回実施し、教職員のいじめ対応スキルの向上を図る。

(5) 保護者への取組

- ・ スクールカウンセラーを年度当初の保護者会で紹介する。

4 早期対応のための取組

(1) 初期対応の取組

- ・ 学校は、いじめ実態調査などを通じて把握した情報に基づき、学校全体で対応方針を共有して取り組む。
- ・ いじめを把握した場合には、学校いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害児童への支援、加害児童への指導、周囲の児童へのケアについて、教職員の役割分担の明確化を図る。
- ・ いじめを把握した場合には、速やかに西東京市教育委員会に報告するとともに、いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、田無警察署と連携して対処する。

(2) 被害児童・生徒への支援

- ・ 学校は、児童の安全確保のために、状況をきめ細かく把握する。
- ・ 授業中や休み時間を利用した複数の教員による毎日の声かけや、朝会等を利用した児童の情報の共有、登下校時の付き添い等を実施する。
- ・ また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、被害児童やその保護者をケアする。

(3) 加害児童・生徒への指導

- ・ 学校は、加害児童を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、個の教員による単発の指導に終わることなく、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。
- ・ 必要に応じ保護者にもいじめをやめさせるよう指導する。
- ・ 状況に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携の下、加害児童心のケアを実施する。

5 重大事態への対処

- ・ いじめが重大な事態へと発展した場合は、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・ 補教体制を整えたり、別室での学習を認めたりするなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 速やかに教育委員会に報告し、市と連携した対処を開始する。
- ・ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、田無警察署と連携した対処を行う。
- ・ いじめの原因の一つとして被害児童や加害児童の家庭に児童虐待などがあると疑われる場合には、家庭支援センターや小平児童相談所などの福祉機関に速やかに通報する。
- ・ 児童に精神疾患などが認められる場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関に相談する。
- ・ 重大事件に係る事実関係を明確にするための調査の実施を行うとともに、「西東京市教育委員会いじめ問題対策委員会」が行う調査に協力する。
- ・ 重大事案の調査結果についての、市条例第 12 条に規定する「西東京市いじめ問題調査委員会」が行う調査（再調査）に協力する。
- ・ 保護者と連携を取りながら、被害児童・加害児童・周囲の児童へのケアを行う。

6 組織的な対応の在り方

（１）組織的な指導体制

- ・ 校内組織として「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ防止等の対応を行っていく。
- ・ 委員会は、校長・副校長・主幹教諭（生活指導主任・教務主任）・主任養護教諭・養護教諭・特別教育支援コーディネーター・スクールカウンセラーで構成する。
- ・ いじめ発生時は、委員会を中心に全教職員で対応する。

（２）相談体制

- ・ 学校は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる授業観察などを積極的に実施する。
- ・ 被害児童の保護者が大きなストレスを感じることを想定されることから、保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する。

7 研修体制

- ・ いじめ対策委員会を中心に実施する。
 - 6 月 : 「学校いじめ防止基本方針」（本方針）の確認
 - 11 月 : いじめ対応に関する研修の実施
 - 2 月 : 事例研究
- ・ ふれあい月間には、職員のいじめに対する意識を高めることができる研修を計画する。
- ・ 研修により、児童一人一人の変化に気付く鋭敏な感覚と「いじめは決して許さない」という強い姿勢をもち、児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導のできる教員の育成を図っていく。